

令和2年4月10日

## 土木部発注工事・業務の受注者の皆様へ

島根県土木部

全国的に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、県内で感染者が確認されたことから、今後、県内の工事・業務についても影響が予想されます。

つきましては、土木部発注工事・業務の取り扱いについては下記のとおりとしますのでお知らせします。

### 1. 感染予防対策の徹底【継続】<sup>※</sup>

- ① 工事等従事者の感染予防策（手洗い、咳エチケットの励行等）を徹底してください。
- ② 工事等従事者の健康管理（始業時の健康状態報告等）に留意してください。
- ③ 受注者が企画する現場見学会等は、感染拡大防止のため中止を検討してください。

### 2. 工事等従事者で感染者あるいは感染が疑われる者が発生した場合【継続】<sup>※</sup>

- ① 速やかに発注者（監督職員）に報告してください。
- ② 工事等の一時中止、工期延期を発注者（監督職員）に協議してください。
- ③ 自宅待機や工事現場等における必要な措置については、保健所等の指示に従って適切に対応してください。

### 3. 休校の影響や受注工事・業務を県外事務所等で実施（県外工場製作、設計業務等）している場合において感染拡大防止等の観点から、工事・業務の継続が困難となった場合【継続】<sup>※</sup>

- ① 速やかに発注者（監督職員）に報告してください。
- ② 工事等の一時中止、工期延期を発注者（監督職員）に協議してください。

#### 4. 休校に伴う建設業法上の取扱いの明確化について【継続】<sup>※</sup>

技術者の「専任」、監理技術者等の途中交代、恒常的な雇用関係の取り扱いについては、国土交通省通知（令和2年2月28日付け国土建第482号）に準じるものとします。

#### 5. 受注した工事・業務に係る資材(2次製品含む。)調達、人員(下請契約先含む。)の

##### 配置が困難になった場合【新規】<sup>※</sup>

- ① 速やかに発注者（監督職員）に報告してください。
- ② 工事等の一時中止、工期延期を発注者（監督職員）に協議してください。
- ③ 工期又は履行期間の延長については、当面1ヶ月を想定していますが期間については発注者（監督職員）と協議願います。

なお、工事等の一時中止や設計図書等の変更に伴う増加費用は、受注者の責に帰さないものとして、変更契約の対象とします。

また、各県土整備事務所等への来訪は、契約関係など必要最小限とするよう、ご協力をお願いします。

※【継続】令和2年3月4日から実施分

【新規】令和2年4月10日追加分

##### 【問い合わせ先】

島根県土木部土木総務課	建設産業対策室	右田	0852-22-5320
島根県土木部技術管理課	土木設計基準グループ	森山	0852-22-5924